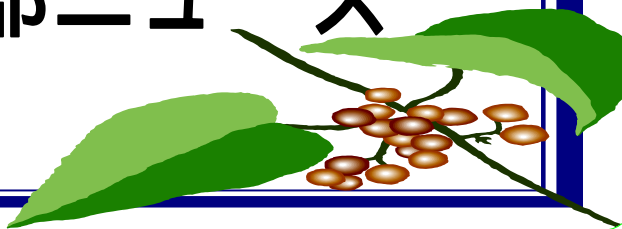


女性部ニュース

建交労東京女性部

2009年6月22日 54

T:3820-8644 F:3820-8646



もう待てない! B型肝炎訴訟・最高裁判決勝利3周年集会

第2の国民病と言われるB型肝炎訴訟の最高裁勝利判決を受けて3年。

しかし、事態はいっこうに変わらず「もう待てない!」と患者、家族、支援する会のメンバーが5月27日日本教育会館で決起集会を開いた。支援者200人が集まった。

冒頭、9分間のDVDが上映された。当時は150万人以上の母子が感染し、原因不明の病だった。しかし、チンパンジーを使つての実験では感染力の強いウィルスであることが判明。

各地域の原告からの報告があり、差別や偏見とたたかいながら自分の名前が出せず原告と呼ばれ紹介されている姿は国に対して情けない、くやしい、いい加減にしろと言いたくなりました。

ある青年は2歳の時の予防接種が原因で18歳の時感染していることがわかりました。現在30歳すでに肝硬変を起こし、このまま行くとガンに進行する恐れがあるので毎日不安を抱え、生活している実態が話されました。

介護報酬改定について

～介護の現場から～

中南部支部ヘルパー 横山恭子



2009年4月、サービス事業者に支払う介護報酬3%アップが実施されました。

給与など処遇の悪さで離職者が後を絶たず、人手不足で介護保険制度が危機に瀕している事への対応の施策とされています。今度の改定は、その解決となるのでしょうか。

<その1> 3%値上げといっても地域格差があり、私の住む多摩地区は2,27%になるが、これまでの2回の計4,7%マイナス改定で、値上げになっても事業所の運営の厳しさは変わらないというのです。

<その2> 今回の報酬改訂は介護職員の処遇改善とされ、職員の有資格者の比率や認知症ケアへの取り組み等加算される仕組みになっていますが、適用要件が厳しくその対象になかなかならないのです。

私の職場では異動手当、土曜日手当、有資格者手当等が改善されましたが、他の事業所で働くヘルパーからは、ヘルパーの処遇改善されたとはあまり聞かれないのです。今回の改定では人手不足の解消にはならないでしょう。

<その3> 介護報酬の引き上げは、サービスを利用する人の自己負担分増となる仕組みとなっています。そのため必要なサービスの内容や時間を減らさざるを得ない人や用具返却の方も出ています。

<その4> 要介護認定の方法が見直され、従来の認定よりも症状が少しも良くなっていないのに、軽度判定されることが、判定内容によって明らかにされています。

最後に40歳以上の全日本国民が毎月約4千円もの介護保険料を払っているにもかかわらず「受けたいサービスも受けられず」「劣悪な労働条件と低賃金の介護職員」の実態に対し、介護保険制度を利用者が必要とする介護内容と介護職員の大幅処遇改善を実現させ、介護現場を魅力あるものにしていく事が望まれます。